

会 議 録

会議名	平成30年度第2回小金井市消費生活審議会（第11期）		
事務局	市民部経済課消費生活係		
開催日時	平成30年11月19日（月） 午後2時～4時		
開催場所	小金井市前原暫定集会施設A会議室		
出席者	委員	富岡 秀夫（会長）・宮本 智次郎（会長職務代理者） 山中 栄治・吉田 安之・松井 大平 田中 静枝・大澤 かおる	
	その他	なし	
	事務局	高橋 啓之 経済課長 杉野 俊太郎 消費生活係長・岩瀬 茉莉子 消費生活係主任	
傍聴の可否	可・不可・（一部不可）	傍聴者数	0 人
会議次第	別紙のとおり		
会議結果	別紙「審議経過」のとおり		
提出資料	別紙のとおり		
その他	なし		

平成30年度第2回小金井市消費生活審議会（第11期）会議次第

日時：平成30年11月19日（月）午後2時から

場所：小金井市前原暫定集会室A 会議室

1 開会

課長あいさつ

2 消費生活審議会委員の委嘱について

委嘱状授与及び自己紹介

3 消費生活審議会の会長の選出について

会長のあいさつ

4 職務代理者の指名について

職務代理者のあいさつ

5 議題

（1）小金井市消費生活審議会の関係報告及び課題について

- ① 小金井市消費生活条例及び同施行規則
- ② 審議会会議録の取扱いについて
- ③ 消費生活係事業概要について
- ④ 消費者行政の予算・研修等参加状況について
- ⑤ 高齢者あんしん見守りガイドの作成について（案）

6 その他

配布資料	資料 1－1	小金井市消費生活条例
	資料 1－2	小金井市消費生活条例施行規則
	資料 2	消費生活審議会会議録の取扱い（案）
	資料 3	平成30年度消費者行政事業の概要
	資料 4	平成29年度消費生活係事業報告書（参考資料）
	資料 5	消費者行政推進交付金活用一覧、一般財源活用一覧
	資料 6	平成30年度研修等参加状況について（当日配付）
	資料 7	高齢者あんしん見守りガイドの作成について（案）（当日配付）

審議経過（主な発言要旨等）

司会（経済課長） 定刻になったので、平成30年度第2回小金井市消費生活審議会（第11期）を開会する。委員改選後初めての審議会のため、本日の席順は委員選出区分別としている。また、本日は市長・副市長・部長が委員会対応にて欠席となっており、私より一言挨拶申し上げる。

小金井市の消費者行政について、ここ数年は、高齢者の消費者被害の未然防止として、市シルバー人材センターに協力いただき全戸訪問、昨年度は消費者被害等意識実態調査の実施、それを基に今年度はマニュアルの作成と、重点的に取り組んできた。一方で、民法が改正され2022年4月より成年年齢が18歳へ引き下げられることが決まっていることから、若年層の消費者被害が急増するのではないかと危惧されている現状がある。そこで、学校現場の現状と、消費者教育強化の重要性を鑑み、今期の審議会より小金井市立第二中学校学校長に委員として新たに加わっていただいた。消費者行政は非常に幅広く、高齢者・若年者の消費者被害に留まらず、食の安全・安心等を含め、様々なご意見をいただき、行政の方で活かしていきたいと考えている。今期2年間よろしくお願いいたしたい。

また、今期の委員構成について、消費者委員は2名としているが、1名欠員のため、現在再募集していることにつき報告する。

消費生活審議会委員に対する委嘱状の交付については、机上配布により交付と代えさせていただく。なお、消費生活審議会委員の任期は、平成30年10月29日から2年間となる。

続いて、各委員に自己紹介をお願いします。

各委員 《 自己紹介 》

司会 次に、事務局の自己紹介を行う。

事務局 《 自己紹介 》

司会 現在委員は7名で組織しており、本日全員の出席をいただいているので、小金井市消費生活条例施行規則第4条に基づき会議が成立していることを報告する。

新委員による初めての審議会であるため、会長が決まるまでの間、私が進行役を努めさせていただく。次第3「消費生活審議会会長の選出について」をお諮りする。消費生活条例第22条第1項により、会長は委員の互選によ

り定めるとされている。従前、本審議会では、学識経験者委員より会長を選出しており、前期に引き続き消費者教育支援センター専務理事富岡委員にお願いしたいと思っているが、いかがか。

各委員

「異議なし」

司 会

異議なしと認め、富岡委員を会長に決定する。会長が選任されたので、就任の挨拶をお願いします。

会 長

《 就任挨拶 》

司 会

会長が選任されたので議事進行をお願いします。

会 長

次の議題に移る。次第4「会長の職務代理者の指名について」、消費生活条例第22条第3項に基づき、あらかじめ会長が指名するという事になっている。職務代理者には東京都多摩消費生活センター所長宮本委員にお願いしたい。よろしいか。

各委員

「異議なし」

会 長

お認めいただいたので、宮本委員を会長職務代理者として指名する。職務代理者に挨拶をお願いします。

会長職務代理者

《 就任挨拶 》

会 長

続いて次第5（1）「小金井市消費生活審議会の関係報告及び課題について」①「小金井市消費生活条例及び同施行規則」について事務局から説明を求める。

事務局

《 資料1-1及び1-2を基に説明 》

会 長

質問はあるか。よろしければ、事務局から②「審議会会議録の取扱いについて」の説明を求める。

事務局

《 資料2を基に説明 》

小金井市では、市民参加条例第7条で「会議録の公開」が求められている。本審議会の会議録はこれまで、平成18年10月11日に開催された消費生活審議会承認された「消費生活審議会会議録の取扱い」により、「会議内容の要点記録」の方法で作成している。

1 会議録の公開等について（2）⑪に発言内容・発言者名とあるが、これは委員の個人名ではなく会長、委員といった表現で作成するので自由な意見をお願いしたい。なお、「意見・提案シート」を追加し、傍聴者の方が次回開催の10日前までに消費生活審議会に関する提案があった場合には、消費生活協議会の資料として原文のまま配付する。様式は別紙の意見・

提案シートとなっている。

会 長

会議録の作成については要点記録で作成することでよろしいか。

委 員

了承

会 長

本審議会は要点記録で行なうことを確認する。

続いて事務局から③「消費生活係事業概要について」の説明を求める。

事務局

《 資料3、資料4を基に説明 》

課 長

予算概要について補足説明させていただく。平成31年度予算については、ただいま編成の最中であり、空欄としている。これまでの審議会のご意見を踏まえ、消費者行政に要する経費内の予算として特別旅費を追加した。こちらは、消費者庁への視察対応の予算として要求している。また、同じく消費者行政に要する経費予算、備品購入費で放射能測定器を計上している。こちらは、チェルノブイリの頃より使用している測定器が、経年劣化により調子が悪くなり、うまく動作していなかった経過がある。東日本大震災以降の経過等を踏まえ、市民測定をここで止めるわけにはいかないということで、来年度に向けて機器の更新をするため、予算要求を行っている状況である。消費者行政強化交付金、補助率1/2について、先ほど会長からもご説明あったが、現状は消費者行政推進交付金、補助率10/10のものと、強化交付金が平行して国の方で制度化されている。市では、消費者行政推進交付金の実施年度が残っており、こちらの交付金活用が中心になっているが、補助率1/2の交付金も、研修参加費等で活用し始めているところである。先ほど、会長からも話があったように、国、東京都の方から情報提供があるかと思われる。幅広く捉えながら今後の施策に活かして行きたいと考えているところである。

会 長

補足頂いた中で、特別旅費については、消費者庁へ行くのか。徳島と霞ヶ関にあるが。

課 長

徳島を予定している。

会 長

徳島には、オフィスを構えている。小金井市と同規模の自治体で、消費者行政や消費者教育が進んでいるところへの視察を以前から担当へお話ししている。全国の自治体が、視察でどこへ行くか考えるときには、同規模の自治体へ行くことがある。初めての経験として、消費者庁へ行くのはいいと思うが、県レベルだけでなく市レベルの視察もいいと考える。また、こちらの消費者行政が進んで来て、小金井市に視察に行きたいと思われるよ

うになってもらいたい。特別旅費を予算要求したことは、結構なことである。職員の方が、地域だけでなく、他自治体を知るために、前進したと考える。

平成 31 年度予算の全体がわかると議論になるかと思うが。委員の方、質問があれば。

委員 交付金活用一覧について、小中学生に向けた消費者教育推進事業は、平成 34 年度に打ちきりということか。

事務局 一覧は交付金の活用年限であり、平成 34 年度で交付金の活用年限が終了するということである。

委員 平成 34 年度以降は、予算化しないということではないのか。現状の 13 万 3 千円を今後どのように使っていこうと考えているのか。

事務局 現行予算の金額は、消費者スクールを市内中学校、高等学校にてクラス毎に開催した場合の講師謝礼である。今後も消費者スクールの継続は考えている。交付金終了後については、一般財源または、1/2 補助の交付金で成年年齢引き下げについての交付金活用事業があるので、そちらの活用を考えている。また、若年者向け啓発グッズの作成も今後検討していく。

会長 国の交付金を活用する場合、平成 30 年度以降行う新たな事業については、1/2 補助となった。それ以前のものについては、国が 10/10 補助していた。市の予算で計上しているものもある。

平成 30 年度、1/2 補助の交付金がスタートしたが、評判があまり良くなかった。消費者行政部局は、県も市もわりあい立場が弱いところが多いようで、消費者行政事業の予算を付けてくれるのは徳島県くらいかと思う。徳島県は、消費者庁や国民生活センターを徳島に置いたということで、積極的である。他自治体では、消費者行政に関心がないところも。今まで 10/10 国がもっていたものを、1/2 補助にして評判がよくないので、国も検討している。

事務局から説明があったように、一覧の黒丸は交付金交付の最終年限である。事務局の説明であった、講師謝礼について、有識者へ 1 回当たり 7 千円をお願いするのは良く来てくれているなど。国の予算では、2 時間当たり 4 万円で組んでいるはず。どこで削られているかわからないが、ある程度の方を呼ぶとなると、それなりの謝金を出さないと。一つには中身のいい話をしてもらうためには、それなりの講師を呼ぶ必要がある。

課長 現状の消費者スクールの講師について、外部の方を呼ぶのではなく、市消費生活相談員にお願いしている。予め基本となるレジュメを市で作成し、学校の家庭科の先生等と調整や意見交換をし、その学校用のレジュメを作成し相談員へ講師をお願いしているところである。メリット、デメリットあるかと思うが現状はこの方法である。

会長 相談員のノウハウで行えるのであればそれでいいが、学校の先生に話をするのに相談事例だけではないはずである。消費者教育に力を入れるための講義となると、相談員の講義だけでいいかは疑問が残る。相談を受けている現場の話をするのは相談員だが、それ以外の部分の必要もあるので、今後、平成32年度に向けて考えてもらいたい。いかに国の予算をもって来るか。うまく活用している自治体もある。また、担当者によって、予算要求が面倒だと交付金の要求しない自治体もある。

委員 交付金補助率10/10の事業について、東京都の方で、こういった事業については補助を10/10出すというメニューのようなものがあり、小金井市は、そのメニューから選んで事業を行っているということか。

事務局 おっしゃるとおり。

委員 交付メニューにはあるが、市の方で行っていない事業があるのか。

会長 これからスタートする事業に10/10補助の交付金は使用できない。平成29年度までに新たに事業を行う場合、10/10補助の交付金が使え、年限が事業によって決まっている。小金井市としては、都を経由して国に交付金を要求している。

事務局 10/10補助の交付金については、東京都の方から、交付金活用事業メニューの照会がある。交付対象は、具体的な事業詳細が示されているわけではなく、例えば「消費生活相談機能整備・強化事業」というメニューがあり、こちらに当てはまる事業については10/10交付されるといったところである。市では、「地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業」という活用期間が7年のメニューがあり、多く活用している。活用事業例としては、消費者スクールや高齢者向けの消費者講座、平成29年度実施した高齢者の実態調査等がある。新たな事業を企画する際に、交付メニューに合っていれば交付金の活用を検討している。

会長 交付金は、一旦予算措置がされると継続して活用できる。東京より西の方か上手く交付金を活用していると思う。職員の熱意で予算をとり、事業

に活用している。担当者が異動し、次年度から予算要求がされなくなるといったこともある。

4年後に高校在学中に成人となる。契約トラブルにより、何十万ものお金が必要になることがある。そのお金を工面するため、売春や万引などに走ることがある。未成年であれば、契約取消しを言えばいいが、表に出せずにそれが言えないことがある。その為、お金の都合を自分でつけようとする。今後、高校3年生で、成人になってしまうので、そこを事業者も狙ってくる。現実にはそういった問題が出てくる可能性がある。個々の生徒へ勉強会をやるのはなかなか難しい、まずは学校の先生に周知したうえで、生徒へも周知するかたちを取っていかなければいけない。どこかの研修会で、教育委員会の方がいらしていた。他、委員の方いかがか。

委員

商工会の女性部で研修会に参加した。市内中学校が荒れていた頃の話になり、その頃の学生が親になり、その子どもが18歳前後になると思う。学校内は荒れないようにするのも重要であるが、親がしっかりと色んなことを固めることも大切。

桜町にあるいこいの家で、包括支援の方と子育て世代の親御さんの支援をしている。親を育てていくことで、赤ちゃんを育てる、優しい気持ちを伝えたいと思っている。ボランティアで手を差し伸べる場があるといい。まずは親がしっかりするのがいい。先ほどの話にあったような売春や万引につながらないように、親がしっかりすることが大切。学校は大変だと思う。保育園の子どもたちが、お店の前を通るときに、店員の方に挨拶をしていた。そういったことができるのはすごいこと。人間を育てていく上で、こういったことは大切。

会長

他の方はいかがか。

委員

予算一覧に、商工会でやっている事業がある。

イベントを企画する際には、補助金等があるか、市の方へ働きかけをしている。資料の交付金活用一覧にある、被災地への復興支援に関わっている。行政の立場で多々やっていけばいいが、商工業者の方で、例えば企業が学校へ向けて支援していくといったメニューがあれば、市の予算を使わずにできることがあると思う。

会長

行政だけでは限界がある。消費者団体や商工業者の方、農業者の方と連携

できればいい。先ほど、学校の先生にと言ったが、18歳になる父兄の方への周知の為の講習会も必要。現状、家庭で契約についての意識はないと思う。

委員

全校生徒に向けて、18歳の選挙権の話はする。消費者や生産者の話は社会科であれば、中学3年生の公民、家庭科であれば2年生から3年生であるが、基本的には、ごく一部の話に限られ、何かトラブルがあれば消費者センターへ相談しなさいといったことや、クーリング・オフ制度のことぐらいいしか話せない。これから求められていることとして、「主体的・対話的で深い学び」となっている。深い学びとは、学校で今日学んできたことを家族で話すことや祖父母に話すなどあり、例えば「こんなことがあるから気をつけた方がいいよ」と話していけば、より広がっていく。そういった部分でこれから教育していかないと難しいと感じる。今のところ保護者が子どもたちへ求めるものとして進学がある。そういったところで差があり、授業や勉強の方が大事だという方も中にはいる。

会長

全国の先生方を対象にした研修会でも、学校の評価が、どこの大学へ何名進学したかが評価になり、トラブルを起こさなかったかが評価になっていないとのこと。進学も大事だが、そういったことも何かの科目の中で伝えていかないといけない。私自身、長くやっている。消費者保護基本法、現在の消費者基本法が出来て今年で50年になる。ある自治体の所長が消費者行政を熱心に取り組んだ。当時の知事が、その所長に、「どうして熱心に行っているのに、相談件数が増えるのか」と聞くと、所長は、「自分が眠っていたものを起こしたからだ。相談として出てこないものが出てきて、浸透すると相談が少なくなる。それまでは相談が増える」と言ったとのこと。啓発や教育をすると、相談は増える。増えて、その後に浸透して減ればいい。

若い人が被害にあい、年間90万件程度の相談が全国にある。中には、一度トラブルにあった人が、また会うこともある。放っておくと増えてしまうので、行政の事業としては大事。新たな手口で被害を拡大させる。上手い話には気をつけるように言っても、何千万も投資している人がいる。今どき10%の利息がつくことは考えられないと思うが、それでも信じる人がいる。慎重な人もいるが、初めに少し儲けると、財産をつぎ込むような人

もいる。他の方はご意見ないか。

委員

小中学生向けの取組みは大事だと思う。子どもが単位制高校に行った。卒業間近に消費者教育をやり、その学校で、既に借金をした子どもがいて、返済のためにオレオレ詐欺の受け子の勧誘にあったことがあると聞いた。単位制高校には、起業している子もおり、その子が、親に黙って外国人と取引していたとかいうこともあると聞いた。小中学校にとどまらず、高校とも連携できれば、色々な情報が入ると思う。

委員

高校との連携は、以前から話しが出ていたが、義務教育ではないので難しいのか。

課長

昨年から今年にかけて、小金井北高等学校、中央大学附属高等学校にて消費者スクールを受け入れてもらい実施した。

委員

子どもが3人おり、都立、私立、単位制高校にそれぞれ進学した。単位制高校では、卒業後就職する子が多いので、消費者教育や選挙権の話をたくさんやっていたので、学校による差が大きいと感じ、高校との連携がいいと思う。

会長

次第⑤「高齢者あんしん見守りガイドの作成について（案）」について、事務局より説明を求める。

事務局

《 説明 》

会長

こちらについて、お気づきの点、ご意見があれば事務局へ連絡をお願いします。質問はあるか。特になければ、次第6「その他」について事務局から何かあるか。

事務局

新委員による初めての審議会でもあり、意見や聞きたいことがあればと思っている。いかがか。

会長

他に意見がなければ「その他」を終了する。
本日の議題は全て終了したので、これをもって閉会する。

会議資料は、次の場所でご覧いただけます。

小金井市立図書館

小金井市役所本庁舎4階議会図書室

小金井市役所第二庁舎4階経済課消費生活情報コーナー

小金井市役所第二庁舎6階情報公開コーナー